

給与支払報告書の
光ディスク等による提出・作成要領

吉川市総務部課税課

令和6年10月改正

1 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

(1) データの記録対象者

給与の支払いがあった翌年の1月1日において吉川市内に住所を有する者。

(2) 提出期限

1月末日（期限厳守）

期限を過ぎて到着した光ディスク等は、受付ができない場合があります。その際は、書面での提出となります。

(3) 提出枚数

正本・副本の2枚

(4) 添付書類

書面による給与支払報告書（総括表）

(5) 明示事項

光ディスク（CD・DVD）は、次の記載事項をレーベル面にフェルトペン等で記載してください。

<記載事項>

- ①提出先市町村名 ②提出者名 ③提出者住所 ④個人番号又は法人番号
⑤指定番号 ⑥提出件数 ⑦提出年月日 ⑧正本・副本の区別 ⑨ディスク枚数

(6) 追加・訂正

光ディスク等により提出した給与支払報告書は部分訂正ができません。

追加・訂正が発生した場合には、連絡の上追加・訂正分の提出方法について協議してください。

(7) その他

- ・データ提出の際には、ウイルスチェックを行い、コンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分確認してください。
- ・提出された光ディスク等は原則返却いたしませんのでご了承ください。
- ・FDでの給与支払報告書の提出は受付できません。
- ・光ディスク等による特別徴収税額データの送付は行いません。

2 光ディスク等の規格等

(1) 光ディスク等の規格

種 類	CD	DVD
サイズ	12cm	12cm
規 格	CD-R	DVD-R
記憶容量	650・700MB	片面4.7G
フォーマット	ISO9660 (Level 2) / Joliet※	
記録形式	CSV (カンマ区切形式)	
記録コード	シフトJIS	
漢字水準	JISの第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

(2) ファイルの仕様等

(ア) ファイルの種類は、テキスト (txt) ファイルとする。

(イ) ファイル名は「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」から「99」を記録する。

(例) 2枚のCDに分けて提出する場合

- ・ 1枚目のCDに格納するファイル 「315dat01.txt」
- ・ 2枚目のCDに格納するファイル 「315dat02.txt」

(3) レコードの内容及び作成要領

別紙を参照のこと

3 各項目の記録にあたっての留意事項

(1) 各項目共通

(ア) 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

<例>

法定資料の項目… × 1,200,000 ○ 1200000

(イ) 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する。(CSV形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

<例>

項目2が記録不要の場合…項目1,,項目3

(2) 住所、居所又は所在地

(ア) 原則として都道府県名から連続して記録する。ただし、都道府県名を省略して、市名から記録しても差し支えない。

<例>

○ 東京都中央区銀座1-1-1

○ 中央区銀座1-1-1

○ 大阪府中央区大手前2-2-2

× 中央区大手前2-2-2

⇒○ 大阪府中央区大手前2-2-2

(注) 政令指定都市については、市名を省略しない。

(イ) 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

<例>

× 名古屋市港区アキハ1-1-1

× 名古屋市港区あきは1-1-1

⇒○ 名古屋市港区秋葉1-1-1

○ 名古屋市港区いろは町2-2-2

(ウ) ～県、～市、～村等の「県」、「市」、「村」の文字については省略しない。また、句読点によって代替しない。

<例>

× 神奈川県 横浜市 港北区 新横浜 1-1-1

× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1

○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1-1-1

(エ) 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

<例> ※「□」は、スペース1文字分を表す

○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1-1-1

○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□ 1-1-1

× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□ 1-1-1

(オ) 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」（全角）を使用することができるが、それ以外の記号を使用しない。

<例>

○ 千代田区丸の内 1-1-1

○ 千代田区丸の内 1~1~1

○ 千代田区丸の内 1・1・1

× 千代田区丸の内 1, 1, 1

(カ) 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

(キ) 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

(ア) 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差支えない。

(イ) 個人の肩書等は記録しない。

<例>

× 税理士 総務 太郎 ⇒ ○ 総務 太郎

(ウ) 法人の代表者名等は記録しない。

<例>

× 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○ 総務産業株式会社

(エ) 法人の組織名を略す場合には必ずカッコ（全角）を付す。

<例>

○ 総務産業（株）

○ （株）総務産業

○ 総務産業（株

○ 株）総務産業

× 総務産業 株）

× （株 総務産業

× 総務産業／株

× 株、総務産業

組織名	略称	組織名	略称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業組合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、UK、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ	宗教法人	宗、シュウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ		

(4) 外字の取扱い

J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

(ア) 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。

(イ) 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

(ウ) 外字等がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例>

「徳田」⇒「德田」 「齊藤」⇒「斉藤」

別紙（レコードの内容と作成要領）

項目 番号	項目名	入力文字基準	記録要領
1	法定資料の種類	半角・3文字	「315」を記録する。
2	整理番号1	半角・10文字	税務署から連絡されている10桁の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、記録を省略する。
3	本支店等区分番号	半角・5文字以内	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。
4	提出義務者の住所又は所在地	全角・60文字以内	提出義務者の住所又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	全角・30文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	半角・15文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。
7	整理番号2	半角・13文字	税務署から連絡されている13桁の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、記録を省略する。
8	提出者の住所又は所在地	全角・60文字以内	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称	全角・30文字以内	同上
10	訂正表示	半角・1文字	提出済みの誤りレコードを（）無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分	半角・2文字	支払の確定した年を和暦で記録する。なお、元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～

				「09」と記録する。
12	支払を	住所又は居所	全角・60文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	受ける	国外住所表示	半角・1文字	支払を受ける者の住所又は居所が国外である場合には「1」、国内である場合には「0」を記録する。
14	者	氏名	全角・30文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角・15文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別		全角・10文字以内	同上
17	支払金額		半角・10文字以内	同上 (注) 未払金額を含む。
18	未払金額		半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)		半角・10文字以内	同上
20	所得控除の額の合計額		半角・10文字以内	同上
21	源泉徴収税額		半角・10文字以内	同上 (注) 未徴収税額を含む。
22	未徴収税額		半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉) 控除対象配偶者の有無		半角・1文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。

24	老人控除対象配偶者			半角・1文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者（特別）控除の額			半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26	控除対象扶養	特定	主	半角・2文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
27			従	半角・2文字以内	
28	親族の数	老人	主	半角・2文字以内	
29			内訳	半角・2文字以内	
30			従	半角・2文字以内	
31		その他	主	半角・2文字以内	
32	従		半角・2文字以内		
33	障害者の数	特別障害者		半角・2文字以内	
34		上の内訳		半角・2文字以内	
35		その他		半角・2文字以内	
36	社会保険料等の金額			半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳			半角・10文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額			半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額			半角・10文字以内	同上

40	住宅借入金等特別控除等の額	半角・10文字以内	同上	
41	旧個人年金保険料の金額	半角・10文字以内	同上	
42	配偶者の合計所得	半角・10文字以内	同上	
43	旧長期損害保険料の金額	半角・10文字以内	同上	
44	受給者の	元号	受給者の生年月日の元号及び年月日を記録する。元号は、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また、「年月日」が一桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例) 「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」	
45	生年月日	年		
46		月		
47		日		
48	夫あり	半角・1文字	記録を省略する。	
49	未成年者	半角・1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
50	乙欄適用	半角・1文字	同上	
51	本人	特別障害者	半角・1文字	同上
52		その他の障害者	半角・1文字	同上
53	老年者	半角・1文字	記録を省略する。	
54	寡婦	半角・1文字	該当する場合には、「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度(令和元分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	

55	寡夫		半角・1文字	記録しないでください。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生		半角・1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職		半角・1文字	同上
58	災害者		半角・1文字	同上
59	外国人		半角・1文字	同上
60	中途就	中途就職・退職の区分	半角・1文字	中途就職・退職の区分及びその年月日を記録する。中途就職・退職の区分には、中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」を記録する。また、「年月日」が一桁の場合は、前ゼロを付加して記録する(年については和暦とする)。
61	職・退	年	半角・2文字	
62	職	月	半角・2文字	
63		日	半角・2文字	
64	他の支	住所又は所在地	全角・60文字以内	他の支払者の住所又は所在地を記録する。
65	払者	国外住所表示	半角・1文字	他の支払者の住所又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	全角・30文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	半角・10文字以内	同上
69		控除した社会保険料の	半角・10文字以内	同上

	金額		
70	災害者に係る徴収猶予税額	半角・10文字以内	同上
71	他の支払者のもとを	年	同上。また、「年月日」が一桁の場合は、前ゼロを付加して記録する。
72	退職した年月日	月	
73		日	
74	住宅借入金等特別控	年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年月日」が一桁の場合は、前ゼロを付加して記録する（年については和暦とする）。
75	除等適用家屋居住年	月	
76	月日（1回目）	日	
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角・1文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角・2文字	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条</p>

		<p>第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>
--	--	--

80	住宅借入金等の額 (1回目)		半角・8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。</p>
81	住宅借入金等特別控	年	半角・2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年月日」が一桁の場合は、前ゼロを付加して記録する(年については和暦とする)。</p>
82	除等適用家屋居住年	月	半角・2文字	
83	月日(2回目)	日	半角・2文字	
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		半角・2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の適用について次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、</p>

			<p>第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p>
85	住宅借入金等の額 (2回目)	半角・8文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定

			する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角・300文字以内	<p>書面による場合の記載に準じて記録する。</p> <p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年月日」が一桁の場合は、前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合は「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払いを38万以上受けている場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払いを受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払いを受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。</p>

87	新生命保険料の金額	半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角・10文字以内	同上
89	介護医療保険料の金額	半角・10文字以内	同上
90	新個人年金保険料の金額	半角・10文字以内	同上
91	16歳未満の扶養親族の数	半角・2文字以内	同上
92	国民年金保険料等の金額	半角・10文字以内	同上
93	非居住者である親族の数	半角・2文字以内	同上
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角・12文字又は13文字	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	半角・12文字	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
96	（源泉・特別）控除対象配偶者	フリガナ	全角・30文字以内 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	全角・30文字以内 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。
98		区分	半角・2文字 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	半角・12文字 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源

				<p>泉控除対象配偶者)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</p> <p>(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。</p>
100	控除対象	フリガナ	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
101	扶養親族	氏名	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
102	(1)	区分	半角・2文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。()
103		個人番号	半角・12文字	<p>控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。</p> <p>(注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。</p>
104	控除対象	フリガナ	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
105	扶養親族	氏名	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
106	(2)	区分	半角・2文字	控除対象扶養親族(2)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。()

107		個人番号	半角・12文字	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
108	控除対象	フリガナ	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109	扶養親族	氏名	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110	(3)	区分	半角・2文字	控除対象扶養親族(3)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。()
111		個人番号	半角・12文字	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
112	控除対象	フリガナ	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113	扶養親族	氏名	全角・30文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114	(4)	区分	半角・2文字	控除対象扶養親族(4)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。()

115		個人番号	半角・12文字	控除対象扶養親族（4）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
116	16歳未	フリガナ	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（1）の氏名のフリガナを記録する。
117	満の扶養	氏名	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（1）の氏名を記録する。
118	親族（1）	区分	半角・2文字	16歳未満の扶養親族（1）が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	半角・12文字	16歳未満の扶養親族（1）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
120	16歳未	フリガナ	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（2）の氏名のフリガナを記録する。
121	満の扶養	氏名	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（2）の氏名を記録する。
122	親族（2）	区分	半角・2文字	16歳未満の扶養親族（2）が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号	半角・12文字	16歳未満の扶養親族（2）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
124	16歳未	フリガナ	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（3）の氏名のフリガナを記録する。
125	満の扶養	氏名	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族（3）の氏名を記録する。
126	親族（3）	区分	半角・2文字	16歳未満の扶養親族（3）が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

127		個人番号	半角・12文字	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
128	16歳未	フリガナ	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129	満の扶養	氏名	全角・30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	親族(4)	区分	半角・2文字	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131		個人番号	半角・12文字	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号		全角・100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		全角・100文字以内	同上
134	普通徴収		半角・1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角・1文字	同上
136	条約免除		半角・1文字	同上
137	支払を受ける者のフリガナ		半角・60文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号		半角・25文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード		半角・6文字	「112437」を記録する。

140	指定番号	半角・12文字以内	吉川市での指定番号を記録する。なお、新たに吉川市に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額	半角・10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度(令和元年年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	半角・10文字以内	同上
143	ひとり親	半角・1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度(令和元年年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。